

議事日程(第1号)

平成25年3月4日 午前10時00分開会

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名について
- 日程第 3 町長諸報告
- 日程第 4 議会報告
- 日程第 5 議案第 1号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 日程第 6 議案第 2号 平成24年度須恵町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第 7 議案第 3号 平成24年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第 8 議案第 4号 平成24年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 9 議案第 5号 平成24年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第10 議案第 6号 平成24年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第11 議案第 7号 平成24年度須恵町水道事業会計補正予算(第3号)
- 日程第12 議案第 8号 須恵町道路占用料徴収条例の制定について
- 日程第13 議案第 9号 須恵町道路構造の基準に関する条例の制定について
- 日程第14 議案第10号 須恵町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第15 議案第11号 須恵町道路標識の寸法に関する条例の制定について
- 日程第16 議案第12号 須恵町公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例の制定について
- 日程第17 議案第13号 須恵町上水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について
- 日程第18 議案第14号 須恵町認可地縁団体の印鑑の登録及び登録の証明に関する条例の制定について
- 日程第19 議案第15号 須恵町手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第16号 須恵町課設置条例等一部を改正する条例
- 日程第21 議案第17号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第22 議案第18号 須恵町災害対策本部条例の一部を改正する条例
- 日程第23 議案第19号 須恵町立社会教育施設設置条例の一部を改正する条例
- 日程第24 議案第20号 須恵町立社会体育施設の管理運営に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第25 議案第21号 須恵町行政財産使用料条例の一部を改正する条例

- 日程第 2 6 議案第 2 2 号 財産の取得について
- 日程第 2 7 議案第 2 3 号 平成 2 5 年度須恵町一般会計予算の提出について
- 日程第 2 8 議案第 2 4 号 平成 2 5 年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出について
- 日程第 2 9 議案第 2 5 号 平成 2 5 年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出について
- 日程第 3 0 議案第 2 6 号 平成 2 5 年度須恵町公共下水道事業特別会計予算の提出について
- 日程第 3 1 議案第 2 7 号 平成 2 5 年度須恵町農業集落排水事業特別会計予算の提出について
- 日程第 3 2 議案第 2 8 号 平成 2 5 年度須恵町水道事業会計予算の提出について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名について
- 日程第 3 町長諸報告
- 日程第 4 議会報告
- 日程第 5 議案第 1 号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 日程第 6 議案第 2 号 平成 2 4 年度須恵町一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 7 議案第 3 号 平成 2 4 年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 8 議案第 4 号 平成 2 4 年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 9 議案第 5 号 平成 2 4 年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 0 議案第 6 号 平成 2 4 年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 1 議案第 7 号 平成 2 4 年度須恵町水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 1 2 議案第 8 号 須恵町道路占用料徴収条例の制定について
- 日程第 1 3 議案第 9 号 須恵町道路構造の基準に関する条例の制定について
- 日程第 1 4 議案第 1 0 号 須恵町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 1 5 議案第 1 1 号 須恵町道路標識の寸法に関する条例の制定について
- 日程第 1 6 議案第 1 2 号 須恵町公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例の制定について
- 日程第 1 7 議案第 1 3 号 須恵町上水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について
- 日程第 1 8 議案第 1 4 号 須恵町認可地縁団体の印鑑の登録及び登録の証明に関する条例の制定について
- 日程第 1 9 議案第 1 5 号 須恵町手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 0 議案第 1 6 号 須恵町課設置条例等一部を改正する条例

- 日程第 2 1 議案第 1 7 号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第 2 2 議案第 1 8 号 須恵町災害対策本部条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 3 議案第 1 9 号 須恵町立社会教育施設設置条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 4 議案第 2 0 号 須恵町立社会体育施設の管理運営に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 5 議案第 2 1 号 須恵町行政財産使用料条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 6 議案第 2 2 号 財産の取得について
- 日程第 2 7 議案第 2 3 号 平成 2 5 年度須恵町一般会計予算の提出について
- 日程第 2 8 議案第 2 4 号 平成 2 5 年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出について
- 日程第 2 9 議案第 2 5 号 平成 2 5 年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出について
- 日程第 3 0 議案第 2 6 号 平成 2 5 年度須恵町公共下水道事業特別会計予算の提出について
- 日程第 3 1 議案第 2 7 号 平成 2 5 年度須恵町農業集落排水事業特別会計予算の提出について
- 日程第 3 2 議案第 2 8 号 平成 2 5 年度須恵町水道事業会計予算の提出について

出席議員（14名）

1 番 田ノ上 真	2 番 百 田 輝 子
3 番 松 山 力 弥	5 番 田 原 重 美
6 番 荒 木 敏 光	7 番 吉 本 實
8 番 合 屋 伸 好	9 番 今 村 桂 子
1 0 番 三 上 政 義	1 1 番 柴 田 真 人
1 2 番 長 澤 誠 司	1 3 番 藤 石 豊
1 4 番 原 野 敏 彦	1 5 番 三 角 良 人

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 合 屋 栄 一 係長 百 田 儀 幸

説明のため出席した者の職氏名

町 長・・・・・・・・・・中 嶋 裕 史	副町長・・・・・・・・・・稲 永 張 美
教育長・・・・・・・・・・平 松 秀 一	理 事（出納課）・・・・印 藤 勝 人
理 事（教育次長）・・・安河内 亮 三	理 事（住民課）・・・・安 部 健 一

理事(税務課)・・・百田順二  
理事(建設産業課)・・・安川敏幸  
まちづくり課長・・・吉松良徳  
税務課長・・・櫻木幹夫  
建設産業課長・・・安河内久人  
社会教育課長・・・川津政文  
監査委員・・・百田清二

理事(上下水道課)・・・今泉智明  
総務課長・・・今泉俊裕  
住民課長・・・合屋勝秀  
健康福祉課長・・・畑江達也  
子ども教育課長・・・稲永修司  
総務課参事・・・満行誠

午前10時00分開会

議長（三角 良人） おはようございます。

本定例会は途中、小中学校の卒業式などを含み、長丁場になりますが、最終本会議まで気を入れて頑張っていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

開会前に、広報特別委員会より、会期中の議場内写真撮影の申し出がっており、許可したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

ただいまから、平成25年第1回須恵町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

議会運営委員長に運営委員会の経過報告を求めます。6番、荒木敏光議員。

議会運営委員長（荒木 敏光） おはようございます。

議会運営委員会の協議結果を報告いたします。

2月26日午前10時より、議会運営委員会を開催し、平成25年第1回定例会の運営について協議、検討をいたしました。今回、提出された案件は、議案が28件、継続中の陳情が1件、閉会中の組合議会報告4件でございます。委員会付託については、議案第2号及び議案第23号から第28号を予算審査特別委員会に付託し、残りの案件については各委員会に付託します。また、議案第19号及び第20号と議案第23号から議案第28号はそれぞれ関連議案でございますので、一括議題といたします。なお、議案第1号は外部規約変更のため、即時採決を行います。また、税務課及び住民課より、専決処分として申し出がっております。

会期は本日3月4日より3月22日までの19日間といたします。中本会議は3月8日午前10時より行います。一般質問は3月11日午前9時より行います。なお、全員協議会を3月8日の中本会議終了後開催しますので、よろしくお願い申し上げます。現場視察については、3月5日は午前9時30分、3月12日は午前9時より行いますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。ありがとうございました。

---

#### 日程第1．会期の決定について

議長（三角 良人） 日程第1、会期の決定についてを議題とします。第1回定例会の会期を、本日から3月22日までの19日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、第1回定例会の会期を本日から3月22日までの19日間と決定しました。

---

## 日程第2．会議録署名議員の指名について

議長（三角 良人） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、13番議員、14番議員を指名します。

---

## 日程第3．町長諸報告

議長（三角 良人） 日程第3、町長の諸報告を求めます。中嶋町長。

町長（中嶋 裕史） 25年第1回定例会を招集いたしましたところ、年度末何かとお忙しい中に、全議員さん参集いただきましてありがとうございました。これから、三寒四温を経てだんだんと温かくなってくるのではなかろうかというふうに思っております。

それでは、諸報告を申し上げます。まず、機構改革の実施についてでございますが、本庁の行政組織における課の設置につきましては、平成18年3月末時点で17課、いわゆる1局1室15課ありました課を、行政改革集中プランの実施によりまして、18年4月には5課を削減いたしましたして、12課1局11課といたしました。また、平成21年4月からは、当時の福祉課と保健環境課を統合いたしましたして、健康福祉課とし現在11課1局10課で行政運営を行っているところでございます。平成24年4月からは、従来、健康福祉課で行ってまいりました衛生環境部門も建設産業課で担当することといたしましたところでございますが、そのため建設産業課の業務分担が広範囲にわたっていること。また、建設産業課という名称が住民の方あるいは外部からその業務内容についてわかりづらいこと。糟屋地区の市町においては、建設課という課名にしているところはもう現在ないわけございまして、ほとんどが都市整備課、久山町だけは田園都市整備課となっておりますけれども、そういった、以上の理由から本年4月から建設産業課の業務を分割いたしましたして、都市整備課と地域振興課に課名を変更することといたしました。それに伴いまして、業務分担を都市整備課においては、道路、橋梁、河川等一般土木に関すること、都市計画に関すること等を担当いたしましたして、地域振興課においては農業委員会、農政、林業、商工観光、衛生環境等を分担することにいたしました。それから、現在まちづくり課が担当しております都市計画に関すること及び国土利用計画にかかわる業務を都市整備課へ移管することといたしております。今回の課の分割、課名変更に関する議案を本議会に上程しておりますので、よろしく審議の程お願い申し上げます。

次に、平成25年度の一般会計当初予算についてでございます。ことしは須恵町が昭和28年4月1日に町政を施行して以来、60周年を迎える年でございます。人間に例えるならば、還暦ということになると思いますが、その記念の年の一般会計の当初予算でございます。平成25年度の一般会計の歳入歳出の予算の総額につきましては、78億2,000万円でございます。前年度当初予算に比較いたしますと、2億5,000万円の増額となっております。伸び率は

3.3%でございますが、私がこれまでに議会へ提出いたしました11回の予算の中では、最も大きな予算額となるものでございます。

まずは歳入予算でございます。町税についてでございますが、昨年末の衆議院総選挙で政権が交代したわけでございますが、その総裁であります自民党の安倍総裁が3本の矢ということで表現しております。いわゆる1つは、大胆な金融政策を行う。2番目に、機動的な財政運営を行う。3番目に、民間投資を喚起する成長戦略。この3つを3本の矢と、アベノミクスというふうに呼ばれておるわけでございますが、その1本の矢、2番目でございますが、経済財政を推し進めておるようございまして、その効果が出る。これが出るといたしましても個人所得あるいは事業収入に反映するまでには、今少し時間がかかるとおられますので、若干の雇用、消費の上昇を見込みましても、個人町民税につきましては1%の増、法人町民税につきましては2.8%の増といたしております。固定資産税につきましては、24年度中の家屋の新築が増収要因としてございますので、1.8%の増といたしております。町税全体といたしましては、1.6%の増、3,989万円の増収を見込んでおるところでございます。

次に、地方贈与税、地方特例交付金につきましては、24年度の決算見込み額と総務省の平成25年度地方財政収支見込みの増減比率から算定した額をそれぞれ計上いたしております。国家予算の2割を占めます地方交付税でございますが、前年度の地方財政計画と同水準を確保する中におきまして、必要な額を確保するとされておりますことから、21億4,300万円ほどを見込んでおります。当初予算では、その内、21億300万円を計上いたしております。国庫補助金につきましては、事業費ベース1億1,200万円を対象とするところの社会資本整備総合交付金6,160万円の交付を受けまして、通学路あるいは交通安全施設整備の道路改良工事の財源といたしております。これまで、子宮頸がんやワクチン接種と妊婦健康診査支援事業の財源でありました県補助金が、25年度からは一般財源化されます。いろんな補助制度できますが、3年程度は国ないし県がいつも面倒を見るんですが、後は地方で、というのが今までの慣例。これも、そのとおり慣例に従って、後は知らんよと、地方でやりなさいということでございます。これ、税法改正に伴いまして、住民税の年少扶養控除廃止等の増収分を一般財源化する措置がなされたためでございます。町債でございますが、臨時財政対策債を1,800万円増額いたしまして、4億4,600万円といたしております。25年度からは、人口に基づく人口基礎方式が廃止されまして、財源不足額に基づきます財源不足額基礎方式により算出されることとなりましたので、増額を見込んでおるところでございます。なお、歳入歳出予算の財源不足につきましては、財政調整基金の取り崩しを行いまして、5億3,000万円に対応しております。

次に、歳出予算でございますが、不要不急の予算や、いわゆる効果が余り期待できそうにない施策につきましては、鋭意抑制を図りまして行財政改革を推進いたしますが、必要とされる施策

や事業につきましては、本町の財政力が許す限り積極的に取り組む予算を編成いたしております。

まず、人件費でございますが、職員数につきましては、特別職を含めたところで148人。前年度比較では、4人の増となっておりますが、職員給につきましては、育児休業職員あるいは退職者もございますので625万円の減額となっております。職員数の削減につきましては、依然として取り組んでおるところでございますが、今回職員が4人ふえております理由といたしましては、24年度の採用がゼロであったと、3人採用の予定でありましたがゼロ。25年度におきまして、2年度分の採用に相当する9人を採用したためでございます。ほかに、職員の退職手当支給事務の共同処理をしております退職手当組合の負担率が4%引き上げられましたこと、あるいは共済組合の負担率の引き上げもございまして、人件費総額としては2,152万円の増額となっております。

次に、道路整備を初めといたします基盤整備事業の、いわゆる普通建設事業費でございますが、24年度には第二幼稚園の建設がおよそ5億円ありましたので、前年度比較では3億1,626万円の減額となっております。そこで、第二幼稚園の予算を除いたところで再度比較いたしますと、およそ1億8,000万円の今度は増額ということになりますが、増額の主な事業といたしましては城山団地を初めといたします道路改良、舗装改良の事業費1億9,500万円のほか、第一小学童保育所建設事業費6,000万円となっております。

最後に、繰出金でございますが、一般会計から特別会計などへの繰出金としては、依然として増え続ける傾向でございますが、民生費でございます国民健康保険特別会計繰出金につきましては、これまで年度末の補正予算によって補正いたしておったわけでございますが、25年度からは、当面当初予算に計上いたしまして、一般会計と国民健康保険特別会計間の、いわゆる繰り出し、繰り入れの状況を当初予算から示すように編成いたしております。この繰出金の予算額は2億1,100万円でございます。25年度の予算総額の前年度比較、2億5,000万円増の主な要因となっているところでございます。

以上で、平成25年度の予算の報告を終わりますが、冒頭に申し上げましたとおり、25年度は私といたしましても、最大規模の予算を組むことができたわけでございます。これも議員各位を初めといたしまして、町民の皆様に御理解と御協力の賜物であったからこそと、深く感謝を申し上げます。これからも町当局といたしましては、安全で安心なぬくもりのある住みよい共助、共生、協働のまちづくりを、なお一層気を引き締めて、健全な財政運営に努めてまいり所存でございますので、今後とも御指導、御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、25年度の国民健康保険特別会計についてでございますが、過去においては、大体予算の3分の1を占めておったわけでございます。医療会計っていうのが。25年度本町ベースでいくと、それが42%にもなったということで、非常に支出負担が大きいものでございます。予算



総額といたしまして、32億8,003万6,000円で、前年度当初予算と比較いたしまして、2億8,695万2,000円の増額でございます。率にいたしましては、9.6%という伸びとなっておりますのでございます。増の原因といたしましては、一般の療養給付費で1.6%、高額療養費で26.1%、後期高齢者支援金で8.6%が主な歳出の医療費の伸びとなっております。これは24年度の決算見込みにおきまして、一般の医療費が前年度と比較いたしまして、14.5%の伸びとなっており、主に65歳以上の前期高齢者の医療費となっております。歳入におきましては、国民健康保険税は前年度と比較いたしますと減となっております。国民健康保険税の当初予算は、あくまでも23年度の所得により試算をしておりますが、長引く経済不況やこれらに伴う雇用情勢の悪化等によりまして、3月の所得税申告により個人所得の減少が懸念され、本課税におきましてはさらなるマイナスとなるのではないかと推測されております。それに伴い、徴収率の低下も懸念されますが、また、24年度の医療費が大きく伸びた前期高齢者医療分に対する交付金は、2年後に調整されまして交付されますので、2年間のブランクとなるわけでございます。

歳出の予算に対し、歳入の不足分につきましては、24年度までは国の財政調整交付金に過大計上をして、収支のバランスをとっておりましたが、25年度より一般会計繰入金により、計上をしておりまして、今年度の財源不足は2億1,100万円となっております。

国民健康保険は、年齢構成が高く、医療費水準が高い。無職者、失業者、他の保険制度に加入しない労働者等の低所得者が多く、所得水準が低い。他の被用者保険に比べまして、保険料負担が重いなどといった構造的な問題を抱えておりますが、須恵町国民健康保険の財政安定化を図り、国民皆保険を堅持し、将来にわたり持続可能なものとしていくためにも、今後とも議員各位の御支援、御協力をお願い申し上げます。

次に、水道事業会計でございます。平成25年度水道会計予算でございますが、収益的収支予算は収入額5億8,472万7,000円で、前年度比0.4%、金額にいたしまして、235万7,000円の増でございます。昨年、須恵ダムに汚泥が流れ込み、水が濁ったことに対する補償金を計上いたしております。300万円でございます。

支出額といたしまして、5億7,879万8,000円で、前年度比3.1%、金額にいたしまして、1,755万3,000円の増でございます。

平成25年度から大山ダムの供用開始に当たりまして、日量1,200トンの追加供給になるために、企業団への受水費が約2,000万円程度増となります。25年度の収支は、592万9,000円程度の利益剰余金が見込まれます。

次に、資本的収支予算は収入額6,500万円で、前年度比30%の増でございます。耐震補強に伴う企業債及び国庫補助金によるものでございます。

支出額 2 億 6,040 万円で、前年度比 22.5%でございます。排水施設改良工事の増と、浄水施設耐震診断調査が終了いたしましたので、25年度は補助事業による浄水施設耐震化実施設計業務委託料等を予算化いたしております。

不足する額 1 億 9,540 万円は、損益勘定留保資金で補填するものでございます。

関連いたしまして、最初に述べましたように、昨年、須恵ダムの汚泥流れ込みを踏まえまして、水源の汚濁、汚染防止を図りまして、良質な水を安定的に供給できますように、須恵ダムの上流に隣接いたしております宇美本町生産森林組合が所有いたします保安林を、水源涵養地として取得する予定でございます。本議会に土地の取得に関する議案と用地取得費を、25年度の一般会計当初予算に計上いたしておりますので、よろしく審議のほどをお願い申し上げます。

以上、報告いたします。

議長（三角 良人） これより町長の諸報告に対する質問に入りますが、議案に関係のある事項につきましては、提案のときにあわせて質問をお願いします。

町長の諸報告に対する質問に入ります。質問はありませんか。——質問なしと認めます。

---

#### 日程第 4 . 議会報告

議長（三角 良人） 日程第 4、これより議会報告に入ります。なお、組合議会報告につきましては、議案審議内容を簡潔に御報告していただきますようお願いいたします。

まず、閉会中に、北筑昇華苑組合議会が開催されておりますので、組合議員の報告を求めます。7 番、吉本 實議員。

議員（7 番 吉本 實） おはようございます。ただいまから北筑昇華苑組合議会報告をさせていただきます。

平成 25 年 2 月 13 日に、古賀市役所会議室において、第 1 回定例会が開催されました。

まず、第 1 号議案北筑昇華苑組合、一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定については、法律の規定に基づき一般職の職員の任期を定めて採用することに関し、必要な事項を定めるためのもので、全員賛成で可決されました。

第 2 号議案は平成 24 年度補正予算で歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 1 億 5,800 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額がそれぞれ 2 億 6,507 万 7,000 円となりました。財政調整基金に約 850 万円積み立てる分と、決算見込みによる不用額等の減額によるもので、全員賛成で可決されました。

第 3 号議案は平成 25 年度当初予算で、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 4,716 万円と定めるものです。前年度と比べ、2 億 2,500 万 7,000 円の減額となっております。歳出の主なものとして、待合室増築、耐震補強工事設計業務委託料 1,300 万円などが計上されていま

す。これも、全員賛成で可決されました。

第4号議案組合監査委員の選任については、篠栗町長の三浦正が選任され、同意されました。詳細につきましては、議員控室に資料を置いておりますので、御参照いただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上、北筑昇華苑組合議会報告を終わります。

議長（三角 良人） 次に、須恵町外二ヶ町清掃施設組合議員の報告を求めます。12番、長澤誠司議員。

議員（12番 長澤 誠司） 須恵町外二ヶ町清掃施設組合定例会が開催されましたので報告いたします。去る2月15日平成25年第1回定例会が開催されました。議事日程につきましては、お手元に配付している資料のとおりでございます。

まず、組合長報告がございます。その中に、大牟田リサイクル発電事業につきまして、運営協議会におきまして、平成25年度の処理単価が現在の1万2,200円から若干ではありますが、700円値下げの1万1,500円で決定され、また平成30年度以降の延長協議につきまして、平成25年度初めまで協議期間が延長になったとの報告がっております。それと、RDF事業及び酒水園のし尿ですが、順調に稼働しているという報告がございました。

続きまして、議案でございます。7議案が上程されまして、そのうち6号議案、7号議案が一括で審議されております。

議案第1号は、平成25年度須恵町外二ヶ町清掃施設組合一般会計補正予算（第2号）についてです。歳入歳出予算から、3,449万円を増額する補正予算で、主なものは歳出でRDF施設の修繕料、燃料費の増額、篠栗町側の町道改良工事の増額で、歳入におきましては、構成町分担金を増額するものです。なお、須恵町分担金は4億9,650万8,000円になっております。全員賛成で可決しております。

議案第2号は、平成25年度須恵町外二ヶ町清掃施設組合一般会計予算についてです。歳入歳出予算の総額を25億7,285万1,000円と定めるもので、対前年度9,732万8,000円の増でございます。率にして、3.9%の増です。主なものとしまして、酒水園のし尿処理施設槽改修工事及び動力更新工事等で4,700万円。篠栗町側町道改良工事2,500万円などが計上されておりますし、また、今皆さん御存じのように、灯油のほうがえらく高くなっておりますので、その分の増額があるので、2,000万円ほど入っております。全員賛成で可決しております。

議案第3号は、須恵町外二ヶ町清掃施設組合財政調整基金条例を廃止する条例についてです。昭和61年2月須恵町・粕屋町で運営しておりました須恵町粕屋町清掃施設組合予算において、積み立てしました財政調整基金の全額を取り崩しにより条例を廃止するもので、全員賛成で可決

しております。

議案第4号は、須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会議員の報酬及び監査委員の報酬並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてです。須恵町に準じ条例を整備するもので、日当並びに費用弁償の変更です。全員賛成で可決しております。

議案第5号は、須恵町外二ヶ町清掃施設組合有給職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてです。須恵町に準じ条例を整備するもので、日当並びに宿泊料等の変更です。全員賛成で可決しております。

議案第6号、須恵町外二ヶ町清掃施設組合ごみ処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてと、議案第7号須恵町外二ヶ町清掃施設組合し尿処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてです。廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正により、一般廃棄物処理施設において置かれる技術管理者の資格基準を条例で定めるものでございます。それぞれ全員賛成で可決しております。

以上、報告を終わります。なお、議案書及び補正予算書、平成25年度当初予算書につきましては、議員控室に置いておりますので、御参照ください。

以上、報告を終わります。

議長（三角 良人） 次に、粕屋南部消防組合議会議員の報告を求めます。5番、田原重美議員。議員（5番 田原 重美） おはようございます。粕屋南部消防組合議会報告をさせていただきます。平成25年2月22日粕屋南部消防本部において、第1回定例会が開催されました。

発議第1号粕屋南部消防組合議会会議規則の一部を改正する規則の制定については、会議規則に新たに公聴会と参考人に関する条文を加えるものです。なお、この規則は平成25年3月1日から施行するもので、賛成多数で可決されました。

議案第1号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、介護保障について改正前、障害者自立支援法第5条第12項を改正後、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5号第11項に改めるもので、この条例は平成25年4月1日から施行されます。全員賛成で可決されました。

議案第2号粕屋南部消防組合粕屋中南部休日診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、診療日について改正前、8月14日及び8月15日を改正後、8月13日から8月15日に改めるもので、この条例は平成25年4月15日から施行されます。全員賛成で可決されました。

議案第3号は、平成24年度一般会計補正予算で歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,975万円を減額し、歳入歳出予算の総額がそれぞれ17億2,658万円となりました。委託料の減と工事費の執行残による減額補正が主なもので、賛成多数で可決されました。

議案第4号は、粕屋中南部休日診療所事業特別会計の平成24年度補正予算で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ573万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額がそれぞれ4,380万9,000円となりました。繰越金の増額が主なもので、賛成多数で可決されました。

第5号議案は、平成25年度一般会計当初予算で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億891万1,000円と定めるものです。前年度と比べ、1億6,258万1,000円の増額、伸び率は9.3%となっております。歳出の主なものとして、梯子車のオーバーホールに3,487万円、高規格救急車と化学車の更新で8,502万2,000円となっております。全員賛成で可決されました。

第6号議案は、粕屋中南部休日診療所事業特別会計の平成25年度当初予算で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,811万円と定めるものです。前年度と比べ、3万6,000円の増額となっております。全員賛成で可決されました。なお、詳細につきましては、議員控室に資料を置いてありますので、御参照いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、粕屋南部消防組合、議会報告を終わります。

議長（三角 良人） 次に、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会の報告を求めます。10番、三上政義議員。

議員（10番 三上 政義） 糟屋郡篠栗町他一市五町財産組合議会報告をさせていただきます。平成25年2月27日に糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合において、第1回定例会が開催されました。

議案第1号は、平成24年度一般会計補正予算で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ95万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額がそれぞれ6,462万8,000円となりました。それぞれの項目における執行残による減額補正が主なもので、賛成多数で可決されました。

議案第2号は、平成25年度一般会計当初予算で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,440万2,000円と定めるものでございます。前年度と比べ、598万4,000円の増額となっております。歳出の主なものとして、県の補助事業で林道建設費763万1,000円が計上されております。先程、町長報告でもございましたように、須恵ダム汚濁問題の件でございますが、25年度に補償金として300万円計上されております。全員賛成で可決されました。なお、詳細につきましては、議員控室に資料を置いてありますので、御参照いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会の報告を終わります。

議長（三角 良人） その他閉会中の活動につきましては、議席に資料を配付しておりますので、報告を省略します。

議会報告が終わりましたので、これより質問に入ります。質問はありますか。――質問なし

と認めます。

これより議事に入りますが、一括議題についてお諮りします。

議案第19号及び議案第20号、議案第23号から議案第28号はそれぞれ関連議案でありますので、一括議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、一括議題とすることに決定しました。

また、議案第1号は、外部規約の加盟団体の増減及び組合規則の変更でありますので、委員会付託を省略し、本日採決を行いたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略し、本日採決を行うことに決定しました。

---

#### 日程第5 . 議案第1号

議長（三角 良人） 日程第5、議案第1号福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について、提案理由の説明を求めます。今泉総務課長。

総務課長（今泉 俊裕） おはようございます。提案理由の説明をいたします。議案書の1ページをお開きください。

議案第1号福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更についてでございます。地方自治法の規定により、平成25年3月31日限り、福岡県市町村職員退職手当組合から、田川地区清掃施設組合及び福岡県市町村災害共済基金組合を脱退させ、平成25年4月1日から福岡県市町村職員退職手当組合に下田川清掃施設組合を加入させるとともに、福岡県市町村職員退職手当組合規約を別紙のとおり変更するものでございます。

提案理由でございますが、田川地区清掃施設組合が常勤の職員に対する退職手当の支給に関する事務を共同する必要がなくなったこと。それから、12月議会で承認をいただきましたとおり、福岡県市町村災害共済基金組合が解散するため、平成25年3月31日限り退職手当組合を脱退すること。並びに平成25年4月1日から下田川清掃施設組合が退職手当組合に加入することなどに伴い、退手組合を組織する地方公共団体の数を増減し、組合規約を変更する必要が生じたため、地方自治法第290条の規定により、組合構成市町村の議会の議決を求めるものでございます。

次の2ページをお願いいたします。福岡県市町村職員退職手当組合規約の一部を次のように改

正する。

次の3ページの新旧対照表により御説明をいたします。新旧対照表、右側の改正前、加入及び脱退の第18条第2項の2行目、2以上の一部事務組合、これを改正後は、2以上を削除いたします。そのほか接続詞の及び、または、もしくは等の字句の修正を行います。

4ページをお願いいたします。別表第1、組合市町村の変更でございますが、右側改正前の中ほどの朝倉郡の甘木朝倉広域市町村圏事務組合、これを改正後は甘木と朝倉の間に点を打ち、正式名称に合わせるものでございます。それから、改正前の田川郡の最後、田川地区清掃施設組合、これを削除し、改正後は下田川清掃施設組合を追加する。それから、改正前その他の2行目。福岡県市町村災害共済基金組合を削除いたします。

次の5ページをお願いいたします。別表第2、議員の選挙区及び定数の変更ですが、改正前の選挙区、第3区、福岡県市町村災害共済基金組合を削除。一番下の第5区の一歩下。田川地区清掃施設組合を削除し、改正後は下田川清掃施設組合を追加する。

2ページに戻っていただきまして、中段の附則でございますが、この規約は平成25年4月1日から施行する。ただし、第18条第2項の改正規定は、平成25年3月31日から適用するものでございます。

以上であります。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありますか。――討論なしと認めます。

よって、議案第1号について採決に入ります。議案第1号は原案のとおり可決することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第1号福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更については原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第6．議案第2号

議長（三角 良人） 日程第6、議案第2号平成24年度須恵町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。提案理由の説明を求めます。今泉総務課長。

総務課長（今泉 俊裕） 議案書の6ページをお開きください。議案第2号平成24年度須恵町一般会計補正予算（第5号）でございます。地方自治法第218条第1項の規定により、平成24年度須恵町一般会計補正予算（第5号）を別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものでございます。内容につきましては、別冊の歳入歳出補正予算書により説明をいたします。

補正予算書の1ページでございます。平成24年度須恵町の一般会計補正予算第5号は、次に定めるところによる。第1条歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億109万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ83億223万9,000円とする。第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によります。第2条地方債の追加、変更は第2表地方債補正により、第3条繰越明許費として地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第3表繰越明許費により説明をいたします。

2ページをお開きください。第1表、歳入でございますが、主なものを申し上げます。9款地方交付税は普通交付税の留保額を全額計上いたしております。13款国庫支出金においては国の予算の予備費の使用及び国の補正予算に伴う負担金補助金などを計上いたしております。15款財産収入では2項財産売り払い収入に不動産売り払い収入を上げております。16款寄附金は自然教育林への寄附金でございます。17款繰入金は今回の歳出補正額に対する歳入の不足額を財政調整基金からの繰入金で財源手当をしております。19款諸収入、3項雑入は宝くじ交付金が主なものでございます。20款町債。充当する事業費の確定による借入額の調整と国の予算の予備費の使用及び国の補正予算に伴う追加計上をいたしております。

3ページ歳出でございますが、全体を通して決算見込みによる補正を行っております。それ以外の主なものを申し上げますと、2款総務費1項総務管理費においてにおいて、歳入の不動産売り払い収入の財政調整基金への積み立てなどを行います。3款民生費1項社会福祉費においては、国民健康保険特別会計への赤字補填繰出金などを上げております。4款衛生費2項清掃費において清掃施設組合への負担金の減額。8款土木費2項道路橋梁費においては、国の予算の予備費の使用に伴う、通学路等交通安全対策事業等の追加補正でございます。4項都市計画費においては、自然教育林の寄附金を基金へ積み立てを行います。5項下水道費は公共下水道事業特別会計への繰出金の減額でございます。9款消防費においても、粕屋南部消防組合への負担金の減額でございます。10款教育費2項小学校費においては国の補正予算に伴う第2小学校校舎増築工事などを上げております。

以上が主な歳出補正でございます。

飛びまして5ページ。第2表、地方債補正ですが、1、追加として、起債の目的。交通安全対策事業債限度額490万円。これは国の予備費使用に伴う通学路等の交通安全対策工事に充当するものでございます。

次に、須恵第二小学校整備事業債4,400万円。国の補正予算に伴う第二小学校校舎増築工事に充当するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

下の段に行きまして、2、変更で借入予定額の確定により限度額の変更を行います。起債の目



的。臨時財政対策債限度額変更前4億2,800万円を、変更後は4億2,919万8,000円に増額。一般会計出資債1,030万円を1,500万円に増額。第二幼稚園建設事業債については3億7,340万円を3億4,660万円に減額。旅石原中地区ポケットパーク整備事業債1,620万円を0円。これは借入を行いません。これは歳入の自然教育林寄附金を基金に積み立てた上で、その基金を取り崩して、このポケットパーク整備事業の財源に充てるため、起債の借入を必要としないというところで0円とするものでございます。

次に6ページをお願いいたします。第3表繰越明許費でございますが、25年度に繰り越して使用できる経費として、4款衛生費3項上水道費。事業名、福岡地区水道企業団出資金、金額4,083万6,000円。8款土木費2項道路橋梁費、須恵・粕屋線他通学路交通安全対策工事1,330万円。10款教育費1項教育総務費、理科教育施設整備360万円。2項小学校費、第二小校舎増築工事に8,800万円。合計の1億973万6,000円の繰越明許の設定を行うものでございますが、これにつきましては、国の予備費の使用あるいは国の補正予算に伴う追加工事等でございますので、工期等が不足しますので25年度に繰り越して使用するものでございます。

以上であります。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第2号を、議長を除く13人で構成する予算委員会特別委員会に付託したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第2号平成24年度須恵町一般会計補正予算（第5号）を予算審査特別委員会に付託します。なお、正副委員長については調整ができておりますので、報告します。委員長に今村桂子議員、副委員長に合屋伸好議員であります。

ここでお諮りします。暫時休憩をしたいと思っておりますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、暫時休憩いたします。再開を11時10分とします。休憩に入ります。

午前10時59分休憩。

午前11時10分再開

議長（三角 良人） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第7．議案第3号

議長（三角 良人） 日程第7、議案第3号平成24年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。提案理由の説明を求めます。合屋住民課長。

住民課長（合屋 勝秀） おはようございます。それでは、議案書7ページをお願いいたします。

議案第3号平成24年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）でございます。地方自治法第218条第1項の規定により、平成24年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出するもので、本議会の議決を求めるものでございます。別冊の補正予算書39ページをお願いいたします。

議案第3号平成24年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御説明をいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,629万4,000円を減額し、歳入歳出それぞれ31億7,765万6,000円とするものでございます。

款項の区分及び金額は、第1表歳入歳出予算補正により御説明をいたします。

40ページをお願いいたします。

歳入につきましては、1款1項国民健康保険税は1月末の収納額で決算見込みを立てておりました、1,133万4,000円の減額補正をいたしております。

2款1項手数料は督促手数料につきまして、決算見込みによる補正でございます。

3款1項国庫負担金2項国庫補助金は、2月の国の変更申請に基づきまして補正をいたしております。

また、本年度の財源不足分2億2,242万1,000円の減額は、決算見込みによりまして、赤字が2億8,488万9,000円見込まれております。

一般会計から補填することによりまして全額の減額をしております。

6款1項県負担金は決定通知により、また2項県補助金は、決定見込みにより減額の補正をいたしております。

7款共同事業交付金の補正につきましては、決算見込みにより補正をいたしており、8款一般会計繰入金は、法定内繰入金の補正と24年度決算見込みによりまして、財源不足が見込まれておりますので、今回一般会計から、2億8,488万9,000円を繰り入れております。

次のページの歳出でございます。

1款1項総務管理費においては、決算見込みによる減額の補正でございます。

2款保険給付費の補正は、1項の療養諸費、2項の高額療養費、3項の出産育児諸費、4項の葬祭諸費におきましては、4月支払いまでの医療費の見込みによりまして補正をいたしております。

7款共同事業拠出金は、各拠出金の確定による補正と8款1項特定健康診査等事業費の減額補

正につきましては、決算見込みにより委託料の減額補正でございます。

以上です、御審議方よろしくお願いいいたします。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第3号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第3号平成24年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を文教厚生委員会に付託をします。

---

#### 日程第8 . 議案第4号

議長（三角 良人） 日程第8、議案第4号平成24年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。提案理由の説明を求めます。合屋住民課長。

住民課長（合屋 勝秀） 議案書8ページをお願いいたします。

議案第4号平成24年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）でございます。地方自治法第218条第1項の規定により、平成24年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出するので、本議会の議決を求めるものでございます。別冊の歳入歳出補正予算書の56ページをお願いいたします。

議案第4号平成24年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について御説明をいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ161万円を減額し、歳入歳出それぞれ2億4,814万5,000円とするものでございます。

款項の区分及び金額は、第1表歳入歳出予算補正により御説明を致します。

57ページをお願い致します。

歳入につきましては、1款1項後期高齢者医療保険料163万8,000円の減額補正は決算見込みにより特別徴収分と普通徴収分の保険料を補正致しております。

2款1項手数料は、決算見込みによりまして補正を致しております。

次、58ページをお願い致します。

歳出でございますが、1款1項総務管理費の補正は人件費の補正でございまして、2款1項後期高齢者医療広域連合納付金の補正は、保険料の収納見込みと保険基盤安定繰入金に確定いたしておりますので、補正を行っております。

以上、御審議方よろしくお願いいいたします。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第4号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第4号平成24年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を文教厚生委員会に付託します。

---

日程第9・議案第5号

議長（三角 良人） 日程第9、議案第5号平成24年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。提案理由の説明を求めます。今泉上下水道課理事。

理事（上下水道課）（今泉 智明） 議案書9ページでございます。

議案第5号平成24年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）。地方自治法第218条第1項の規定により平成24年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出するので、本議会の議決を求めるものでございます。

別冊の63ページをお願いいたします。

平成24年度須恵町の公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ3,111万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億5,270万円とする。

2項歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算の補正による。

地方債の補正。第2条地方債の追加変更は第2表地方債補正による。

繰越明許費。第3条地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰越して使用することができる経費は、第3表繰越明許費による。

64ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正。歳入主なものは、1款1項負担金、補正額1,550万円は前年度分受益者負担金の補正です。

2款1項使用料、補正額マイナス100万円は、12月までの実績と3月までの見込みを減額しております。

5款1項他会計繰入金、マイナス2,548万8,000円は、一般会計繰入金の減額です。

7款4項雑入、補正額3,027万6,000円は、維持管理剰余金返還によるものです。

8款1項町債、補正額マイナス5,060万円は、下水道事業債の工事量減に伴う減額でございます。

65ページをお願いいたします。

歳出主なものは、1款1項総務管理費、補正額924万2,000円の増は、委託料負担金補助及び交付金等の執行残の減額914万7,000円を減額し、下水道施設整備基金積立金1,838万9,000円を計上し、これらを差し引いての補正でございます。

2 款 1 項下水道事業費、補正額マイナス 4,035 万 5,000 円、管渠築造工事請負費等の落札残及び保証・補填及び賠償金等の不用額を減額するものです。

66 ページをお願いします。

第 2 表地方債補正。1、追加、起債の目的、下水道事業債、多々良川流域下水道建設負担金大型補正分限度額 370 万円、起債の方法、利率、償還の方法等は、従前のとおりでございます。

2、変更、起債の目的、下水道事業債多々良川流域下水道建設負担金分変更前限度額 3,860 万円を、変更後 3,300 万円に変更。

24 年度の流域下水道建設費の確定による減額でございます。多々良川流域関連公共下水道分変更前限度額 3 億 1,130 万円を、変更後 2 億 6,260 万円に変更。町工事量と水道補償費の減及び落札残等による減額でございます。

67 ページをお願いします。

第 3 表繰越明許費、2 款下水道事業費 1 項下水道事業費、事業名、公共下水道事業管渠築造工事、金額 650 万円は、県道新設歩道内埋設計画が、県道新設構造物変更等により、工事内容及び工期の変更に伴い、24 年度中に完了を見込めないため繰り越すものでございます。

以上、審議方よろしくお願いたします。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第 5 号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第 5 号平成 24 年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）を総務建設産業委員会に付託します。

---

#### 日程第 10 . 議案第 6 号

議長（三角 良人） 日程第 10、議案第 6 号平成 24 年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。提案理由の説明を求めます。今泉上下水道課理事。

理事（上下水道課）（今泉 智明） 議案書 10 ページでございます。

議案第 6 号平成 24 年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）、地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、平成 24 年度須恵町農業集落排水事業特別会計 補正予算（第 1 号）を別冊のとおり提出するので、本議会の議決を求めるものでございます。

補正予算書の 76 ページをお願いします。

平成 24 年度須恵町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

歳入予算の補正。第 1 条歳入予算の補正後の金額は、第 1 表歳入歳出予算の補正による。

77ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算の補正。

歳入、1款1項分担金、補正額17万9,000円の増額は、現年度受益者分担金によるものです。

3款1項他会計繰入金、補正額マイナス328万9,000円の減は、一般会計繰入金の減額です。

4款1項繰越金、補正額311万円は、23年度の決算確定によるものでございます。

以上、審議方よろしくをお願いいたします。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第6号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第6号平成24年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を総務建設産業委員会に付託します。

---

#### 日程第11．議案第7号

議長（三角 良人） 日程第11、議案第7号平成24年度須恵町水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。提案理由の説明を求めます。今泉上下水道課理事。

理事（上下水道課）（今泉 智明） 議案書11ページでございます。

議案第7号平成24年度須恵町水道事業会計補正予算（第3号）、地方自治法第218条第1項の規定により、平成24年度須恵町水道事業会計補正予算（第3号）を、別冊のとおり提出するので、本議会の議決を求めるものでございます。

別冊の80ページをお願いします。

第1条、平成24年度須恵町水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条、予算第3条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正をする。

支出、第1款第1項営業費用、補正予定額マイナス863万円、主なものは原浄費及び配給費の委託料、修繕費等の執行残及び決算見込みによる減額でございます。

第3条、予算第4条に定めた資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款第1項負担金、補正予定額マイナス1,500万円の減は、下水道工事に伴う工事負担金の減、これは工事量の減に伴うものでございます。

資本的収入額が、資本的支出額に対し不足する額1億8,353万6,000円は、損益勘定留保資金で補填するものとする。

以上、審議方よろしくをお願いいたします。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第7号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第7号平成24年度須恵町水道事業会計補正予算（第3号）を総務建設産業委員会に付託します。

---

#### 日程第12．議案第8号

議長（三角 良人） 日程第12、議案第8号須恵町道路占用料徴収条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。安河内建設産業課長。

建設産業課長（安河内久人） 議案書12ページでございます。

議案第8号須恵町道路占用料徴収条例の制定についてでございます。

須恵町道路占用料徴収条例を、別紙のとおり提出するものでございます。提案理由といたしまして、道路法施行及び道路整備特別措置法施行令の一部改正及び規制改革民間開放推進3カ年計画により、道路法施行令に定める占用料の額を参考とし、町道の占用料を設定するよう努めることとされているため条例の制定を行うものでございます。

条例の概要といたしましては、道路法の規定に基づき、町が管理する道路の占用料の額及び徴収方法について必要な事項を定めるものでございます。

また、条例で定める道路法32条第1項各号及び施行令第7条各号の占用物件及び占用料につきましては、議案書15ページから17ページの別表に記載しておりますので御参照お願いいたします。附則として、この条例は公布の日から施行する。

以上、御審議方よろしくお願いいたします。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第8号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第8号須恵町道路占用料徴収条例の制定についてを総務建設産業委員会に付託します。

---

#### 日程第13．議案第9号

議長（三角 良人） 日程第13、議案第9号須恵町道路構造の基準に関する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。安河内建設産業課長。

建設産業課長（安河内久人） 議案書18ページでございます。

議案第9号須恵町道路構造の基準に関する条例の制定について、須恵町道路構造の基準に関する

る条例を別紙のとおり提出するものでございます。

提案理由といたしまして、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による道路法の一部改正に伴い、町道の構造の技術的基準を条例で定めることとされたためでございます。条例の概要といたしましては、道路を新設し、または改築する場合における道路の構造の技術的基準を道路法第30条、第3項の規定により道路構造令の基準を参酌して定めるもので対象施設として町が管理者である町道でございます。

また、条例で定める基準につきましては、幅員、線形、視距、勾配、路面、排水施設、交差点または接続、待避所、安全施設について規定するものでございます。附則として、この条例は公布の日から施行する。

以上、御審議方よろしくお願いたします。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第9号を総務建設産業委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第9号須恵町道路構造の基準に関する条例の制定についてを、総務建設産業委員会に付託します。

---

#### 日程第14・議案第10号

議長（三角 良人） 日程第14、議案第10号須恵町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。安河内建設産業課長。

建設産業課長（安河内久人） 議案書43ページをお願いいたします。

議案第10号須恵町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例の制定についてでございます。須恵町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例を別紙のとおり提出するものでございます。

提案理由といたしまして、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正に伴い、町道における高齢者、障害者の移動円滑化のための構造基準を条例で定めることとされたためでございます。条例の概要といたしましては、特定道路の新設及び改築時における道路の移動等円滑化基準を定めるもので、対象施設として町が管理者である町道でございます。

また、条例で定める基準は、歩道立体横断施設、乗合自動車停留所、自動車駐車場、移動等円滑化のために必要なその他の施設等について規定するものでございます。附則として、この条例



は公布の日から施行する。

以上、御審議方よろしくお願いいたします。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第10号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第10号須恵町高齢者障害者等の移動等の円滑の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例の制定についてを総務建設産業委員会に付託します。

---

#### 日程第15・議案第11号

議長（三角 良人） 日程第15、議案第11号須恵町道路標識の寸法に関する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。安河内建設産業課長。

建設産業課長（安河内久人） 議案書56ページでございます。

議案第11号須恵町道路標識の寸法に関する条例の制定について、須恵町道路標識の寸法に関する条例を別紙のとおり提出するものでございます。提案理由といたしまして、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による道路法の一部改正に伴い、町道に関する道路標識の寸法を条例で定めることとされたためでございます。

条例の概要といたしましては、町が管理者である町道に関する道路標識、案内標識、警戒標識及びこれら附置される補助標識の寸法及び文字の寸法の基準を規定するものでございます。附則として、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、御審議方よろしくお願いいたします。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第11号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第11号須恵町道路標識の寸法に関する条例の制定についてを総務建設産業委員会に付託します。

---

#### 日程第16・議案第12号

議長（三角 良人） 日程第16、議案第12号須恵町公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。今泉上下水道課理事。

理事（上下水道課）（今泉 智明） 議案書61ページでございます。

議案第 1 2 号須恵町公共下水道の構造の技術上の基準に関する条例の制定について、須恵町公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例を、別紙のとおり提出するものでございます。

提案理由といたしましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による下水道法の一部改正に伴い、公共下水道の構造の技術上の基準を条例で定めるとされたため制定するものです。

内容といたしましては、処理施設の構造の技術上の基準は、敷地内構造物の基準を定めるものです。

また、排水施設の構造の技術上の基準は、管渠及びマンホールの構造等の基準を定めるものです。附則として、この条例は公布の日から施行する。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第 1 2 号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第 1 2 号須恵町公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例の制定についてを総務建設産業委員会に付託します。

---

#### 日程第 1 7 . 議案第 1 3 号

議長（三角 良人） 日程第 1 7、議案第 1 3 号須恵町上下水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。今泉上下水道課理事。

理事（上下水道課）（今泉 智明） 6 4 ページでございます。

議案第 1 3 号須恵町上水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について、須恵町上水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例を、別紙のとおり提出するものであります。

提案理由といたしましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るため、関係法律の整備に関する法律の施行による水道法の一部改正に伴い、布設工事監督者が監督業務を行う布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を条例で定めることとされたため制定するものです。内容といたしましては、布設工事監督者を配置する工事。これは、水道の布設工事及び水道施設の新設または改造等の工事に配置するものでございます。

布設工事監督者の資格は、学校教育法による課程を修めて、技術上の実務に従事した経験を有するもの。

水道技術管理者の資格は、上水道に関する技術上の実務に従事して、経験と水道管理に関する

講習の課程を修了したものの基準を定めるものでございます。附則として、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、御審議方よろしくお願いいいたします。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第13号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第13号須恵町上下水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定についてを、総務建設産業委員会に付託します。

---

#### 日程第18・議案第14号

議長（三角 良人） 日程第18、議案第14号須恵町認可地縁団体の印鑑の登録及び登録の証明に関する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。今泉総務課長。

総務課長（今泉 俊裕） 議案書68ページをお願いいいたします。

議案第14号須恵町認可地縁団体の印鑑の登録及び登録の証明に関する条例の制定についてでございます。須恵町認可地縁団体の印鑑の登録及び登録の証明に関する条例を、別紙のとおり提出するものでございます。提案理由でございますが、地方自治法第260条の2第1項の規定に基づく町長の認可を受けた地縁による団体の代表者等に係る印鑑の登録及び登録の証明に関し、必要な事項を定める必要があるため条例を制定するものでございます。

69ページをお願いいいたします。

条例の内容でございますが、第1条でこの条例の趣旨をうたっております。

以下、第2条で登録資格、第3条で登録の申請、登録印鑑の制限、71ページ第10条で手数料の徴収をうたっております。

最後の第15条で、委任条項としてこの条例の施行に関し、必要な事項は規則で定めるものでございます。附則で、この条例は平成25年4月1日から施行する。

以上でございます。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第14号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第14号須恵町認可地縁団体の印鑑の登録及び登録の証明に関する条例の制定についてを総務建設産業委員会に付託します。

### 日程第19・議案第15号

議長（三角 良人） 日程第19、議案第15号須恵町手数料条例の一部を改正する条例を議題とします。提案理由の説明を求めます。今泉総務課長。

総務課長（今泉 俊裕） 72ページでございます。

議案第15号須恵町手数料条例の一部を改正する条例、須恵町手数料条例の一部を次のように改正する。別表を以下のとおり改正するもので、これは先ほどの議案第14号で提案いたしました認可地縁団体の印鑑登録証明書の交付手数料を追加するものでございます。

次の73ページの新旧対照表で御説明をいたします。右側の改正前の別表、事務の内容、印鑑登録に関する登録証、または証明書の交付の登録書を改正後は登録証という正式な名称に字句の修正を行います。

その下に、認可地縁団体の印鑑登録に関する証明書の交付の欄を追加し、手数料が認可地縁団体印鑑登録証明書交付手数料、1件300円を追加するものでございます。

72ページに戻っていただきまして、最下段附則としまして、この条例は平成25年4月1日から施行するものでございます。よろしく願いをいたします。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第15号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第15号須恵町手数料条例の一部を改正する条例を総務建設産業委員会に付託します。

---

### 日程第20・議案第16号

議長（三角 良人） 日程第20、議案第16号須恵町課設置条例等の一部を改正する条例を議題とします。提案理由の説明を求めます。今泉総務課長。

総務課長（今泉 俊裕） 74ページをお願いいたします。

議案第16号須恵町課設置条例等の一部を改正する条例でございます。

これは、町長の諸報告でも報告いたしました。このたび平成25年4月1日から現在の建設産業課を都市整備課と地域振興課に分割すること、それから現在まちづくり課で担当しております都市計画に関すること及び国土利用計画に関することを新しくできます都市整備課に業務を移管するため、関連する一連の条例を改正するものでございます。

第1条で、須恵町課設置条例の一部改正、第2条で、須恵町職員定数条例の一部改正、第3条では、須恵町農業振興審議会条例の一部改正、第4条で、須恵町都市計画審議会条例の一部改正、第5条で、須恵町議会委員会条例の一部改正。

75ページでございます。第6条では、須恵町環境審議会条例の一部改正、第7条で須恵町国土利用計画審議会条例の一部改正を行います。

76ページの新旧対象表により説明をいたします。

まず、須恵町課設置条例の一部を改正する条例でございますが、右側の改正前第1条課の設置の第1項第6号建設産業課を改正後は第6号都市整備課に改める。

第7号に地域振興課、第8号に上下水道課を繰り下げます。

次に、須恵町職員定数条例の一部を改正する条例。

改正前の第2条第4項農業委員会の事務部局の職員は建設産業課の職員がこれを兼ねるものとするの建設産業課を改正後は地域振興課に改めます。

77ページ。須恵町農業振興審議会条例の一部を改正する条例。第8条本審議会の事務を処理するため、事務局を建設産業課に置くの建設産業課を地域振興課に改めます。

次に、須恵町都市計画審議会条例の一部を改正する条例。

第7条、審議会の庶務はまちづくり課において処理するのまちづくり課を都市整備課に改めます。

須恵町議会委員会条例の一部を改正する条例。改正前の第2条の3行目、総務、まちづくり、税務及び建設産業、上下水道に属する事項並びにその他の委員会に属しない事項の及び建設産業を改正後は都市整備、地域振興及びに改めます。

次に78ページでございます。須恵町環境審議会条例の一部を改正する条例。第7条審議会の庶務は健康福祉課において処理するの健康福祉課を地域振興課に改める。

最後に須恵町国土利用計画審議会条例の一部を改正する条例でございますが、第8条審議会の庶務はまちづくり課において処理するのまちづくり課を都市整備課に改めるものでございます。

75ページに戻っていただきまして、附則でございますが、この条例は、平成25年4月1日から施行するものでございます。

以上であります。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第16号を各委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第16号須恵町課設置条例の一部を改正する条例を各委員会に付託します。

---

#### 日程第21・議案第17号

議長（三角 良人） 日程第21、議案第17号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償

等に関する条例等の一部を改正する条例を議題とします。提案理由の説明を求めます。今泉総務課長。

総務課長（今泉 俊裕） 79ページでございます。

議案第17号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例でございます。

この条例改正は、地域社会における共生の実現に向けて、新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律が、平成24年6月20日に成立し同6月27日に交付されまして、従来の障害者自立支援法が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、いわゆる障害者総合支援法に改正されたことに伴いまして、これに関連する一連の町の条例について一部改正を行うものであります。

第1条、第2条で議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正を行います。第3条、第4条で須恵町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部改正、次80ページ第5条、第6条で須恵町障害程度区分認定等審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正、それから最後に第7条で特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正を行うものでございます。

次の81ページの新旧対照表で説明をいたします。

まず、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例、右側の改正前、介護補償第10条の2第2号、障害者自立支援法の法律の題名を改正後は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律と改めます。

附則で、この条例は平成25年4月1日から施行するものでございます。

それから下の段、同じ条例で改正前第10条の2第2号の2行目、第5条第12項を改正後は第5条第11項に項の繰り上げを行います。

この改正については、附則でございますが平成26年4月1日から施行を行います。

次に82ページでございます。

須恵町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例、改正前の第13条、これも障害者自立支援法の法律の題名を、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律と改めます。

附則で、これは25年4月1日から施行する。

次の83ページをお願いいたします。

同じ条例ですが、右側の改正前第13条の3行目の終わり、同条第12項、それから同条第5条第27項をそれぞれ同条第11項、それから同条第26項に項の繰り上げを行います。それから次のアンダーライン、共同生活援助、グループホームでございますが、もしくは共同生活介

護を行う共同生活住居ケアホームでございますが、これは改正後は共同生活援助を行う住居としてグループホームに一元化をされております。

附則で、この改正につきましては、平成26年4月1日からの施行でございます。

次に84ページ。

須恵町障害程度区分認定等審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例。右側の改正前の第1条、障害者自立支援法の法律の題名を、改正後は同じく改めるものでございます。この条例は、平成25年4月1日から施行する。

次の同じ条例ですが、改正前の須恵町障害程度区分認定等審査会の委員の定数等を定める条例、この表題を須恵町障害支援区分認定等審査会の委員の定数等を定める条例と題名を改めます。

第1条中の須恵町障害程度区分認定等審査会の名称を、改正後は、須恵町障害支援区分認定等審査会と名称を改めます。

附則で、この改正につきましては、平成26年4月1日から施行でございます。

最後に85ページ。

特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、改正前の別表委員名の、須恵町障害程度区分認定等の審査委員の名称を、改正後は須恵町障害支援区分認定等審査会委員に改めます。

この改正につきましては、平成26年4月1日から施行するというものでございます。

以上であります。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第17号を各委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第17号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の、一部を改正する条例を各委員会に付託します。

ここでお諮りいたします。昼食休憩をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、昼食休憩といたします。

再開を13時とします。休憩に入ります。

午後0時03分休憩

午後1時00分再開

議長（三角 良人） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

## 日程第 2 2 . 議案第 1 8 号

議長（三角 良人） 日程第 2 2、議案第 1 8 号須恵町災害対策本部条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。今泉総務課長。

総務課長（今泉 俊裕） 議案書 8 6 ページをお開きください。

議案第 1 8 号須恵町災害対策本部条例の一部を改正する条例でございます。

須恵町災害対策本部条例の一部を次のように改正する。

この改正は、国の災害対策基本法が改正されたことに伴い、須恵町災害対策本部条例の一部を改正するものでございます。

附則で、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、よろしくお願いいいたします。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第 1 8 号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第 1 8 号須恵町災害対策本部条例の一部を改正する条例を総務建設産業委員会に付託します。

---

## 日程第 2 3 . 議案第 1 9 号

## 日程第 2 4 . 議案第 2 0 号

議長（三角 良人） 日程第 2 3、議案第 1 9 号須恵町立社会教育施設設置条例の一部を改正する条例、日程第 2 4、議案第 2 0 号須恵町立社会体育施設の管理運営に関する条例の一部を改正する条例、以上、2 議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。川津社会教育課長。

社会教育課長（川津 政文） 8 8 ページをお願いいいたします。

議案第 1 9 号須恵町立社会教育施設設置条例の一部を改正する条例でございます。

須恵町立社会教育施設設置条例の一部を次のように改正する。次のページの新旧対照表で説明をさせていただきます。

8 9 ページをお願いいいたします。

新旧対照表。第 1 条中、西体育館の後に旅石広場を追加するものでございます。

また、第 2 条中に 9 号として、名称、須恵町立旅石広場、1、須恵町大字旅石 5 1 6 番地 1 を加えるものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成 2 5 年 4 月 1 日から施行するとなっております。



90ページをお願いいたします。

議案第20号須恵町立社会体育施設の管理運営に関する条例の一部を改正する条例でございます。

須恵町立社会体育施設の管理運営に関する条例の一部を次のように改正する。次のページの新旧対照表で説明させていただきます。

91ページをお願いいたします。

新旧対照表。第2条中、西体育館の後に旅石広場を追加するものであります。第4条中につきましても、弓道場の後に旅石広場を追加するものであります。

この条文に伴いまして、別表1、施設名、使用者区分、金額に、新たに旅石広場、町内、町外の区分を加え、町内400円、町外800円を設定し、使用料を徴収するものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成25年4月1日から施行するとなっております。

以上、御審議方よろしくをお願いいたします。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第19号及び議案第20号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第19号須恵町立社会教育施設設置条例の一部を改正する条例、議案第20号須恵町立社会体育施設の管理運営に関する条例の一部を改正する条例、以上2議案を文教厚生委員会に付託します。

---

#### 日程第25・議案第21号

議長（三角 良人） 日程第25、議案第21号須恵町行政財産使用料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉松まちづくり課長。

まちづくり課長（吉松 良徳） 議案書92ページをお願いいたします。

議案第21号須恵町行政財産使用料条例の一部を改正する条例でございます。

須恵町行政財産使用料条例の一部を次のように改正する。

次のページの93ページをお開き願います。

別表1ですが、先ほど議案第8号須恵町道路占用料徴収条例の制定について提案説明がありましたように、行政財産使用料条例から上位法であります道路法施行令に基づく道路占用料部分を削除するものでございます。

参考資料として、94ページから97ページに新旧対照表を載せております。御参照いただき

たいと思います。

なお、附則といたしまして、この条例は平成25年4月1日から施行する。この条例の施行の際、現に許可を受けて行政財産を使用している者の使用料については、その許可期間が満了するまでの間、なお従前の例によるものでございます。

以上であります。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第21号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第21号須恵町行政財産使用料条例の一部を改正する条例を総務建設産業委員会に付託します。

---

#### 日程第26・議案第22号

議長（三角 良人） 日程第26、議案第22号財産の取得についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。吉松まちづくり課長。

まちづくり課長（吉松 良徳） 議案書98ページをお願いいたします。

議案第22号財産の取得についてでございます。

町長報告の中にもありましたように、下記のとおり財産を取得することについて地方自治法第96条第1項の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

財産の内容、種類土地、所在地宇美町大字宇美字鬼岩谷中将谷筋20番3、地目保安林、地籍は8万6,391平米でございます。相手方といたしまして、宇美本町生産森林組合、取得額2,592万円でございます。

提案理由といたしまして、水源涵養林として森林を育成することによって、涵養機能を確保すると同時に、乱開発行為等や水源の汚染防止を図るため、水道水源用地を取得するものでございます。

なお、次のページ、99ページから101ページにかけて位置図、地籍図を添付いたしております。

以上でございます。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第22号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第22号財産の取得についてを総務建設産業委員会に付託します。

日程第 27 . 議案第 23 号

日程第 28 . 議案第 24 号

日程第 29 . 議案第 25 号

日程第 30 . 議案第 26 号

日程第 31 . 議案第 27 号

日程第 32 . 議案第 28 号

議長（三角 良人） 日程第 27、議案第 23 号平成 25 年度須恵町一般会計予算の提出について、日程第 28、議案第 24 号平成 25 年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出について、日程第 29、議案第 25 号平成 25 年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出について、日程第 30、議案第 26 号平成 25 年度須恵町公共下水道事業特別会計予算の提出について、日程第 31、議案第 27 号平成 25 年度須恵町農業集落排水事業特別会計予算の提出について、日程第 32、議案第 28 号平成 25 年度須恵町水道事業会計予算の提出について、以上、6 議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

まず、議案第 23 号について、今泉総務課長。

総務課長（今泉 俊裕） 議案第 23 号平成 25 年度須恵町一般会計予算の提出について、提案理由の説明をいたします。

別冊の、平成 25 年度一般会計歳入歳出予算書をお願いいたします。予算書の 1 ページでございます。

平成 25 年度須恵町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

第 1 条、歳入歳出の総額は歳入歳出それぞれ 78 億 2,000 万円と定める。第 2 項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は第 1 表歳入歳出予算により説明いたします。

第 2 条の地方債は、第 2 表地方債によって、第 3 条の債務負担行為は、第 3 表債務負担行為によって御説明をいたします。

第 4 条におきまして、一時借入金の借り入れの最高額を 6 億円と定めております。

第 5 条におきましては、歳出予算の流用について同一款内における給料職員手当等の人件費については、各項の間の流用ができる旨の規定をいたしております。

それでは、3 ページの第 1 表歳入歳出予算でございますが、町長の諸報告と一部重複する部分もございますが、まず、歳入から説明をいたします。

歳入の主な構成比、対前年度比較を申し上げます。

1 款町税は、歳入全体の 32.1%、対前年比 3,989 万円、1.6%の増収を見込んでおり

ます。

9 款地方交付税は、歳入全体の 26.9% で平成 25 年度の地方財政対策において、地方が安定的に財政運営を行うことができるよう、国において一般財源の総額を平成 24 年度と同水準を確保されたことから、1,692 万円 0.8% 増の前年度並みで計上をいたしております。

4 ページ。

13 款国庫支出金、歳入全体の 8.2%、障害者自立支援給付費の国庫負担、通学路の交通安全施設整備や道路改良工事の財源としての社会資本整備総合交付金など 4,898 万円、8.3% 増の交付が見込まれます。

14 款県支出金、歳入の 5.7%、これも障害者自立支援給付費の県負担、参議院議員通常選挙委託金の増額要素がございますが、逆に子宮頸がんワクチン接種の助成金、妊婦健診補助金が一般財源化されたため、1.3% の微増となります。

15 款財産収入は 2.3%、現時点で既に不動産の売り払い収入が見込まれますので、1 億 600 万円もの大幅増の計上額となっております。

17 款繰入金につきましては、7.1%、財政調整基金からの繰り入れを 5 億 3,000 万円予定しており、また先ほどの議案の水源涵養林の用地取得費に充てるため、水道水源保全基金から 2,592 万円の繰り入れを考えております。

19 款諸収入には、須恵町外二ヶ町施設清掃施設組合の財政調整基金の清算金の収入が含まれています。

5 ページ。

20 款町債は歳入の 7.3%。昨年度はレインボー幼児園の建設事業債を計上しておりましたが、25 年度はその分が大幅に減少しておりまして、2 億 6,580 万円の減でございます。

以上が主な歳入でございますが、1 款の町税から 9 款の地方交付税までの、いわゆる一般財源の割合は 63.3% で、この理由は 15 款財産収入、17 款繰入金の増加に伴い、総体的に前年度に比べて一般財源の割合は 5 ポイント低くなっております。

次に、6 ページ。

歳出でございますが、まず、2 款総務費は歳出全体の 12.7%、11% の増ですが、1 項総務管理費に不動産売り払い収入等の財政調整基金への積み立てが 1 億 5,720 万円、4 項選挙費に参議院議員通常選挙の費用を計上しております。

3 款民生費は歳出全体の 36.9%、4.7% の減少ですが、1 項社会福祉において国民健康保険特別会計への赤字補填繰出金を 2 億 1,100 万円、25 年度から当初予算で計上することといたしました。

2 項児童福祉費には、第一学童保育所建築工事 6,000 万円などを計上しておりますが、昨

年度、れいんぼー幼稚園建設事業費に5億円を超える額を計上しておりました関係で、25年度はその分が大幅に減額しております。

4款衛生費は、歳出全体の13.6%。5.9%の増ですが、2項清掃費で須恵町外二ヶ町清掃施設組合負担金が、4,428万円増加しております。

7ページ。

8款土木費でございますが、歳出の9.6%、31.7%の伸びでございますが、2項道路橋梁費で、道路新設改良費に1億9,500万円、5項下水道費に公共下水道特別会計への繰出金2億9,700万円余りを計上しております。

9款消防費では、粕屋南部消防組合への負担金2億5,773万円。小型動力ポンプ積載車の購入に2,640万円計上いたしております。

10款教育費10.5%、13.7%の増でございますが、要因といたしましては第二小学校の児童数の増加、アザレアホール駐車場用地取得費3,200万円などが増加要因でございます。

11款公債費は歳出の8.6%、10.2%の減でございます。公債費につきましては、平成20年度以降連続で減少傾向でございます。

次に、第2表地方債でございます。起債の目的、臨時財政対策債限度額4億4,600万円、第一学童保育所建設事業債5,400万円、一般会計出資債380万円、道路改良事業債4,070万円、交通安全対策事業債440万円、消防施設整備事業債1,980万円、起債の方法は証書借入とし、利率につきましては4%以内、償還の方法は記載のとおりであります。

次に、9ページ。

第3表債務負担行為でございますが、債務を負担する行為をすることができる事項として、道路台帳整備業務委託、期間、平成25年度から平成26年度まで、限度額5,400万円の債務負担行為を設定するものでございます。

以上、提案理由の説明といたします。御審議をよろしくお願いいたします。

議長（三角 良人） 次に、議案第24号及び議案第25号について、合屋住民課長。

住民課長（合屋 勝秀） 議案書の103ページでございます。

議案第24号平成25年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出についてでございます。

別冊の特別会計歳入歳出予算書の1ページをお願いいたします。

平成25年度須恵町国民健康保険特別会計予算について御説明をいたします。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ3億8,003万6,000円と定めるものでございます。款項の区分及び金額は、第1表歳入歳出予算により御説明いたします。

3ページでございます。

まず、国民健康保険は24年度の医療費の伸びをもとに積算しておりまして、その財源を国民

健康保険税、国、県支払基金、国保連合会、それと繰入金によって予算を構成しております。

まず1款1項国民健康保険税5億5,335万2,000円は、昨年の11月末現在の被保険者数と23年度の所得により試算しております。前年度対比0.03%の減となっております。

3款国庫支出金は9億2,370万8,000円で、1項国庫負担金は国の補助率であります医療費の32%で計上しております。2項国庫補助金は補助率9%の計上でございます。

4款の療養給付費負担金は、退職者の医療に対する支払基金からの交付されるものでございます。

5款の前期高齢者交付金は、支払基金からの積算基準によって試算して、計上しております。

6款1項県負担金は、歳出の高額医療費拠出金の額に補助率4分の1で計上しております。2項県補助金は、医療費の9%の補助率で計上しております。7款1項の共同事業交付金は、30万円以上と80万円以上の高額医療に対し、国保連合会からの交付されるもので、連合会からの内示額により計上しております。

8款繰入金は、法定内繰入金と3節の法定外繰入金の一般会計繰入金は、財源不足分として昨年度まで3款2項1目の国の財政調整交付金に計上いたしております。収入の収支の調整を行っていましたが、25年度からは当初予算で計上しており、本年度財源不足につきましては2億1,100万円を計上しております。

次のページで。

歳出でございますが、1款総務費4,023万9,000円は、人件費と主にレセプト点検の委託料が主な予算でございます。

2款保険給付費は22億7,533万3,000円で、1項療養諸費、2項の高額療養費につきましては、24年度の決算見込みの額から4.5%増で医療費を推計しております。予算に占める割合は68.7%となっております。3項の出産育児諸費は50件分、4項の葬祭諸費は40件分を計上しております。

3款の後期高齢者支援金、4款の前期高齢者納付金と6款の介護納付金は、支払基金からの算出基準により試算で計上しております。

7款共同事業拠出金は、国保連合会からの内示額で計上しており、前年度の比較では2.8%の減となっております。

8款の保健事業費は、特定健診並びに特定保健指導が義務づけられており、主に検診委託料の計上でございます。

以上、御審議方よろしくお願いたします。

議長（三角 良人） もう一つ。

住民課長（合屋 勝秀） 続きまして、議案書104ページでございます。

平成25年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出についてでございます。

別冊の予算書、53ページをお願いいたします。

第1条としまして、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2億5,969万円と定めるものでございます。款項の区分及び金額は、第1表歳入歳出予算により御説明をいたします。

55ページを、お願いいたします。

歳入でございますが、1款1項後期高齢者医療保険料は、広域連合が試算した内示額で計上しておりまして、須恵町の被保険者数の見込みを2,486人と推計し、所得割が10.88%、均等割が5万5,045円で試算されております。対前年度比で5.8%の増となっております。

3款の繰入金は、人件費と保険基盤安定繰入金の保険料の軽減分を計上しております。

次のページ、56ページの歳出でございます。

1款総務費は、主に人件費でございます。2款の後期高齢者医療広域連合納付金2億4,189万1,000円は、歳入の1款保険料と3款の保険基盤安定繰入金を広域連合へ納付するものでございます。

以上、御審議方よろしくお願いいたします。

議長（三角 良人） 続いて、議案第26号から議案第28号について。今泉上下水道課理事。理事（上下水道課）（今泉 智明） 議案書105ページでございます。

議案第26号平成25年度須恵町公共下水道事業特別会計予算の提出について。

別冊の予算書79ページをお願いいたします。

平成25年度須恵町の公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、それぞれ11億8,591万円と定める。2項歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算による。

地方債。第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表地方債による。

81ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算、歳入、1款分担金及び負担金1項負担金1,574万5,000円、前年比10.7%の増、供用開始面積の増によるものでございます。

2款使用料及び手数料1項使用料1億8,944万8,000円、前年比7.3%の増。24年度12月までと3月までの実績を見込んでおります。

3款国庫支出金1項国庫補助金1億7,575万円、前年比31.6%の増。

5款繰入金1項他会計繰入金2億9,769万9,000円、前年比6.3%の増。2項基金繰入金2,365万8,000円、前年比14.3%の減。24年までの基金積み立てより25年度分の基金を繰り入れるものでございます。

7 款諸収入 2 項還付消費税 3 0 0 万円、前年度の実績によるものでございます。

8 款 1 項町債 4 億 8, 0 6 0 万円、前年比 1. 6 % の増です。

8 2 ページをお願いいたします。

歳出。 1 款総務費 1 項総務管理費 1 億 6, 9 4 5 万 9, 0 0 0 円、前年比 6 % の増です。これは前年度の実績による増の見込みでございます。

2 款 1 項下水道事業費 6 億 1, 0 4 0 万 5, 0 0 0 円、前年比 8 % の増です。管渠築造工事等の増によるものです。

3 款 1 項公債費 4 億 5 0 4 万 6, 0 0 0 円、前年比 6. 1 % の増です。元金の償還金等による増でございます。

8 3 ページです。

第 2 表地方債。起債の目的、下水道事業債、多々良川流域下水道建設負担金分限度額 2, 5 9 0 万円、多々良川流域関連公共下水道分限度額 3 億 3, 2 4 0 万円、資本費平準化債公共下水道分限度額 5, 1 7 0 万円、資本費平準化債流域下水道分限度額 2, 2 6 0 万円、特別措置分限度額 4, 8 0 0 万円。起債の方法、利率償還の方法等は、従来と変わりません。

続きまして、1 0 6 ページでございます。

議案第 2 7 号平成 2 5 年度須恵町農業集落排水事業特別会計予算の提出についてでございます。別冊の 1 1 5 ページでございます。

平成 2 5 年度須恵町の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第 1 条歳入歳出予算の総額は、それぞれ 8, 8 9 7 万 5, 0 0 0 円と定める。

2 項歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出による。

地方債。第 2 条地方自治法 2 3 0 条第 1 項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第 2 表地方債による。

1 1 7 ページをお願いいたします。

第 1 表歳入歳出予算。

歳入の主なものは、2 款使用料及び手数料 1 項使用料 1, 0 7 5 万 6, 0 0 0 円、前年比 0. 6 % の増です。2 4 年度の実績による見込みを計上させていただいております。

3 款繰入金 1 項他会計繰入金 5, 8 5 0 万 9, 0 0 0 円、前年比 1 4. 4 % の増。

6 款町債 1 項町債 1, 9 7 0 万円、前年比 6. 4 % の増です。これも元金の償還金等による増嵩でございます。

1 1 8 ページをお願いいたします。

歳出の主なものは、1 款 1 項農業集落排水事業費 2, 4 6 3 万円、前年比 5 3. 1 % の増。これは、上の原処理場を公共下水道に変更するための委託料及び工事費等による増です。



3款公債費6,272万7,000円、前年並みでございます。

119ページです。

第2表地方債、起債の目的、下水道事業債、資本費平準化債限度額1,970万円、起債の方法、利率、償還の方法は従来と変わりません。

107ページ、議案書107ページです。

議案第28号平成25年度須恵町水道事業会計予算の提出について。

別冊の、25年度水道事業会計予算書1ページをお願いいたします。

第1条、平成25年度水道事業会計の予算は次に定めるところによる。

第2条、業務の予定、給水戸数9,805戸、前年比0.2%の増の見込みです。年間総給水量257万2,489トン、前年に比べて微増でございます。

年間有水量241万5,568トン、前年に比べて微増でございます。1日平均の給水量7,047トンは、前年並みでございます。建設改良事業費が1億9,146万9,000円、前年に比べて41%の増です。これは、下水道工事及び県道新設工事に伴う埋設工事の増でございます。

第3条、収益的収入及び支出。

収入。第1款水道事業収益としまして5億8,472万7,000円、前年比0.4%の増。これは、使用水量の増を見込んでおります。

支出。第1款水道事業費として5億7,879万8,000円、前年比3.1%の増。主なものは、ダム流入口の堆積土の浚渫費及び企業団分水量の増によるものです。

2ページをお願いいたします。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。

収入。第1款資本的収入6,500万円、前年比30%の増。浄水施設耐震補強設計に伴う企業債借り入れ及び国庫補助金によるものです。

支出の部で。第1款資本的支出2億6,040万円、前年比22.5%の増。改良費の排水施設改良費で、下水道工事に伴う工事量の増及び耐震補強設計委託料等の増によるものです。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額、1億9,540万円は損益勘定留保資金で補填するものとする。

第5条、次に掲げる経費については、議会の議決を得なければならない。職員給与費8,658万8,000円、前年比9.3%の増。人事異動によるものです。交際費10万円。

第8条、棚卸資産の購入限度額は500万円と定める。前年比20%の減です。メーター機器類の取りかえ料等の減によるものです。

以上、審議方よろしくをお願いいたします。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第23号から議案第28号については、先ほど設置しました予算審査特別委員会に付託し審査することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第23号から議案第28号は、予算審査特別委員会に付託し審査することに決定しました。

---

議長（三角 良人） 以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は、3月8日午前10時に再開します。

本日は、これにて散会します。

午後1時38分散会

---